

報道発表資料

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（宮崎県版）

令和7年12月

熊本国税局

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

[連絡先]

宮崎税務署 税務広報広聴官

0985-29-2151（代表）（内線260、261）

自動音声案内にしたがって「2番」を選択してください。

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、**調査等合計件数は過去10年間で最高を記録**
 - ・ 「実地調査」については、**件数が増加**
 - ・ 「簡易な接触」については、**件数及び非違件数が増加**

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、4,579件（前事務年度3,293件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は2,501件（同1,649件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、266件（同255件）。うち、特別調査・一般調査が208件（同219件）、着眼調査が58件（同36件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、4,313件（同3,038件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、31億9千3百万円（同48億7千3百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、22億6千4百万円（同26億5千6百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは21億9千8百万円（同25億6千万円）、着眼調査によるものは6,600万円（同9,500万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、9億2千9百万円（同22億1千7百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、4億6千3百万円（同6億5千2百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、3億9千9百万円（同4億7千万円）。うち特別調査・一般調査によるものは3億9千1百万円（同4億5千9百万円）、着眼調査によるものは800万円（同1,100万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、150万円（同184万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、6,400万円（同1億8千1百万円）となっています。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。

3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼 対前年比	計 対前年比	対前年比						
調査等件数	件	219 208	95.0%		36 58	161.1%	255 266	104.3%	3,038 4,313	142.0%	3,293 4,579	139.1%
申告漏れ等の非違件数	件	197 185	93.9%	21 20	95.2%		218 205	94.0%	1,431 2,296	160.4%	1,649 2,501	151.7%
申告漏れ所得税金額	万円	256,038 219,795	85.8%	9,548 6,623	69.4%		265,586 226,418	85.3%	221,669 92,912	41.9%	487,255 319,330	65.5%
追徴税額	本税	38,015 32,046	84.3%	991 687	69.3%		39,006 32,733	83.9%	17,867 6,322	35.4%	56,873 39,054	68.7%
	加算税	7,900 7,014	88.8%	120 146	121.7%		8,020 7,159	89.3%	269 108	40.1%	8,290 7,267	87.7%
	計	45,915 39,059	85.1%	1,112 832	74.8%		47,027 39,892	84.8%	18,136 6,430	35.5%	65,163 46,322	71.1%
一件当たり	申告漏れ所得税金額	1,169 1,057	90.4%	265 114	43.0%		1,042 851	81.7%	73 22	30.1%	148 70	47.3%
	追徴税額	本税	174 154	88.5%	28 12	42.9%	153 123	80.4%	6 1	16.7%	17 9	52.9%
		加算税	36 34	94.4%	3 3	100.0%	32 27	84.4%	0.1 0	0.0%	3 2	66.7%
		計	210 188	89.5%	31 14	45.2%	184 150	81.5%	6 1	16.7%	20 10	50.0%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、86件（前事務年度88件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、75件（同75件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、5億4千1百万円（同6億3千8百万円）となっています。

○ 謹度所得の調査等の状況

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
① 調査等件数	件	件	件	%
	88	86		97.7
土地建物等	81	73		90.1
株式等	7	13		185.7
② 申告漏れ等の非違件数	件	件	件	%
	75	75		100.0
土地建物等	69	66		95.7
株式等	6	9		150.0
③ 非違割合 (② / ①)	%	%	%	ポイント
	85.2	87.2		2.0
土地建物等	85.2	90.4		5.2
株式等	85.7	69.2		▲ 16.5
④ 申告漏れ所得金額	万円	万円	万円	%
	63,824	54,051		84.7
土地建物等	60,263	50,303		83.5
株式等	3,561	3,748		105.3
⑤ 1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	万円	%
	725	629		86.7
土地建物等	744	689		92.6
株式等	509	288		56.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、調査等合計件数は過去10年間で最高を記録
 - ・ 「実地調査」については、件数及び非違件数が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、件数、非違件数及び追徴税額の総額が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、2,278件（前事務年度1,707件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1,293件（同873件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、174件（同150件）。うち、特別調査・一般調査が131件（同132件）、着眼調査が43件（同18件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、2,104件（同1,557件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、2億2千4百万円（同2億1千6百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、1億3千7百万円（同1億4千9百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは1億2千9百万円（同1億4千7百万円）、着眼調査によるものは800万円（同200万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、79万円（同100万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、8,700万円（同6,700万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比			対前年比	
調査等件数	件	132	131	99.2%	18	43	238.9%	150	174	116.0%	1,557
申告漏れ等の非違件数	件	113	108	95.6%	15	36	240.0%	128	144	112.5%	745
追徴税額	本税	11,914	10,642	89.3%	115	620	539.1%	12,029	11,263	93.6%	6,591
	加算税	2,830	2,299	81.2%	66	157	237.9%	2,896	2,456	84.8%	8,419
	計	14,745	12,941	87.8%	181	777	429.3%	14,925	13,718	91.9%	130
一件当たり	追徴税額	90	81	90.0%	6	14	233.3%	80	65	81.3%	4
	本税	21	18	85.7%	4	4	100.0%	19	14	73.7%	0.1
	加算税	112	99	88.4%	10	18	180.0%	100	79	79.0%	4
	計										100.0%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。